

相続土地国庫帰属制度の統計が発表されました

先日、制度開始からおよそ1年が経過した相続土地国庫帰属制度の統計が発表されました（基準日：R6.3.31時点）。
令和5年4月27日から開始された同制度はどのような状況なのでしょうか。



制度の概要（おさらい）

◆制度の概要

相続した土地を申請者が手数料等を負担し、国へ引き取ってもらう制度

◆対象となる土地

相続によって取得した土地（制度開始前に相続した土地も可）

◆手数料・負担金

申請時に審査手数料、承認後に負担金(土地管理料10年分相当)を納付

【参考負担金】宅地・農地：20万(市街化区域は別途計算) 山林3,000㎡：30万

利用状況（今回の発表）

◆申請件数

1,905件（内訳：田・畑721件 宅地698件 山林280件 その他206件）

◆承認件数

248件（内訳：宅地107件 農用地57件 森林6件 その他78件）

◆却下・不承認件数

18件（理由：境界未確定・土地上に管理等を阻害する工作物等が存在 等）

◆取下げ件数

212件（理由：自治体等による有効活用が決定した・隣接地所有者から土地引き受けの申出があった・農業委員会の調整で農地活用の見込みとなった 等）



申請件数と比較し承認件数がまだ少ないところですが、取下げ理由にもある通り、**申請後に近隣等で新たな活用が模索される事例**もあるようです。この4月より相続登記の義務化も始まりましたが、本制度とあわせて不動産のよりよい有効活用が活性化するといいですね。



先日、同期の税理士とゴルフへ行ってきました！

私はゴルフが本当に得意ではないのですが、今回はひそかに友人から教えてもらったゴルフYouTubeを視聴していたので、ちょっとだけ期待しながらのラウンドスタートです。

「ファー！！」開始するといつも通り球はとんでもない方向に、、、ただ、初めてスコアが140を切れたので少しだけ嬉しかったです笑